

業務仕様書

1 業務名

モエレ沼公園野球場駐車場整備業務

2 業務概要

モエレ沼公園の南口臨時駐車場で車両のぬかるみ対策を行う。

3 履行場所

モエレ沼公園(札幌市東区モエレ沼公園617-1の内ほか)

4 履行期間

契約締結日から令和8年1月26日(月)まで

5 業務内容

- (1) 砕石敷込み・転圧(t150、クラッシャーラン80-0、材工共)・・・4,131㎡
・車両のぬかるみ対策として別紙図面の範囲に砕石を敷き込み転圧する。
- (2) 材料運搬費・・・1式
- (3) 重機運搬費・・・1式

留意事項:

- ・公園使用許可及び車両進入許可証の申請は受託者が行うこと。また公園使用許可及び車両進入許可証の申請において必要になる経費は受託者が負担すること。
- ・モエレ沼公園南口の開放期間である4月20日から11月20日までは、公園利用者が南口臨時駐車場を利用するため、公園管理者と十分に協議を行い、開催イベントや公園利用者への影響を最小限にとどめること。
- ・モエレ沼公園南口の開放期間中の開放時間は7時から19時まで。
- ・作業により、公園内の設備や備品等を汚損した場合は、受託者の責任のもと復旧すること。

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写し(E票)を提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	事前に担当職員の承諾を得ること
	配置計画図	
完了時	写真帳	CD-R等にて電子データも提出すること
	完了届	

※提出部数は1部とする。

※担当職員及び工事施工者等と協議し、担当職員から指示を受けた場合には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (5) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(令和4年版[令和4年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意する

こと。

(7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。